

建築物エネルギー消費性能適合性判定物件における留意事項

1. 省エネ適判物件における建築確認完了検査までの留意事項
2. 軽微な変更の確認方法
3. 建築物省エネ法説明会情報(H30年度)
4. 当センターの「建築物省エネ法適判」関係掲載場所

1. 省エネ適判物件における建築確認完了検査までの留意事項

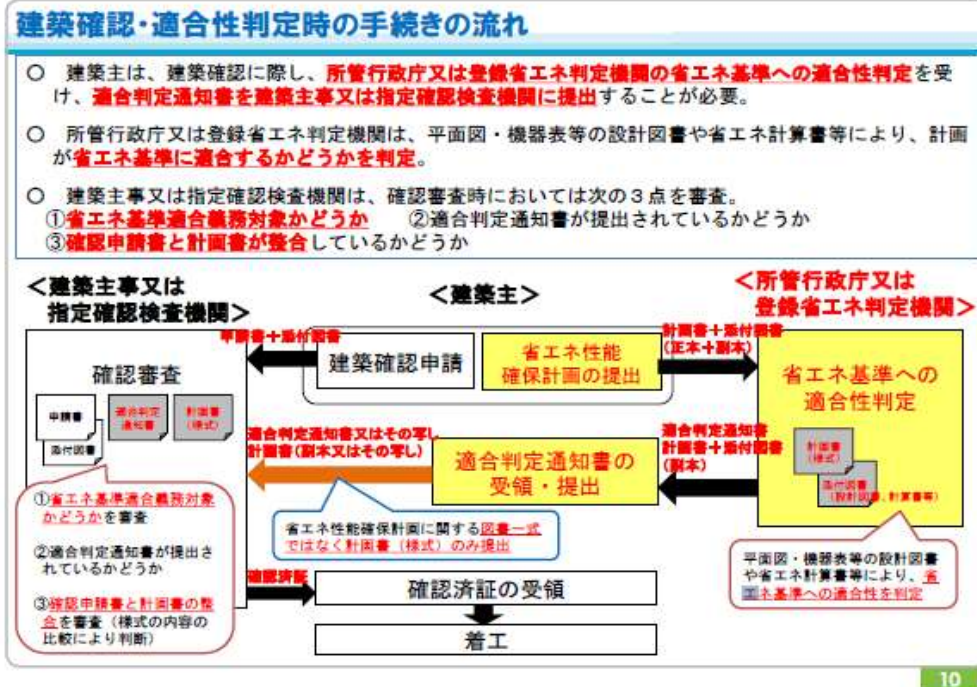
国土交通省HP「ホーム>政策・仕事>住宅・建築>住宅>[建築物省エネ法のページ](#)」に掲載

「建築物省エネ法説明会～適判における疑問点と対処法の紹介～」

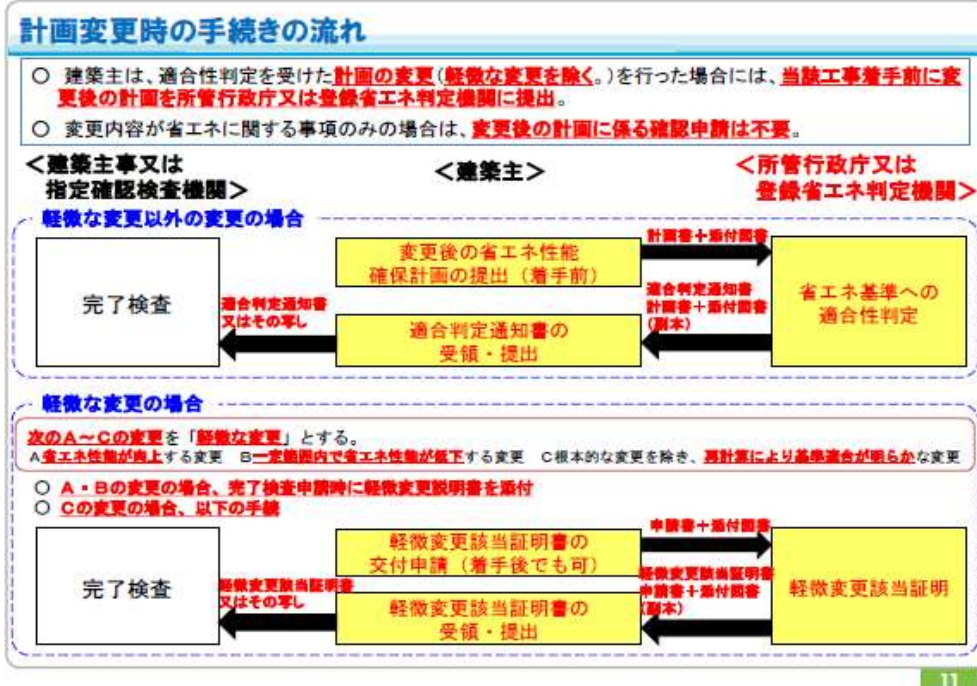
<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/30shoene-qa>

◎おさらい

※登録省エネ判定機関では、「省エネ基準への適合性判定」の業務は行うが、**現場検査は行わない**ことに注意。



10



11

軽微な変更とならない省エネ上の変更「**計画変更**」(根本的な変更)とは。

- ・建築基準法上の用途の変更
 - ・モデル建物の変更
 - ・評価方法の変更
- (標準法⇄モデル法の双方)

※要するに「**再申請**」です。

軽微な変更とは。

ルートA：省エネ性能が向上する変更。(建物の高さ、面積、外周長の減少など)

ルートB：一定の範囲内で性能が低下する変更。(外皮性能低下、効率低下、消費電力増など)

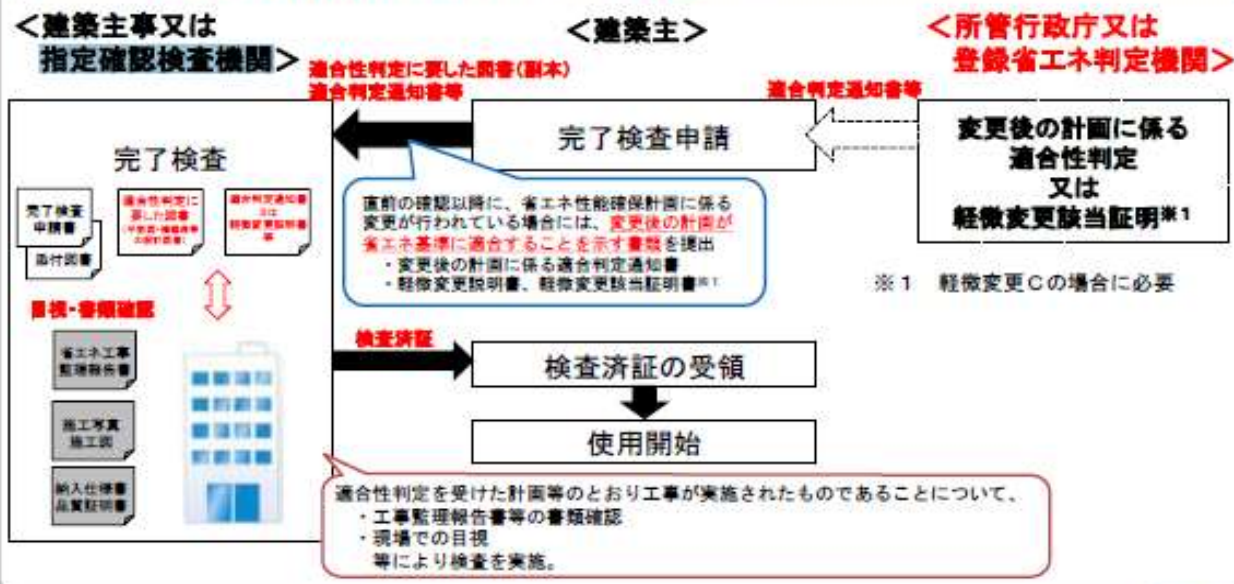
ルートC：再計算によって基準適合が明らかなる変更。(ルートBの「一定の範囲内」を超えた場合等)

※軽微な変更が「**ルートC**」の場合は、指定確認検査機関への完了検査申請と併せて、登録省エネ判定機関が交付した「**軽微変更該当証明書+関連図書**」の提出が必要となります。

※当センターで、省エネ適判の交付を受けた場合は、「**関連図書**」部分の提出は不要とします。

完了検査時の手続きの流れ

- 建築主は、完了検査申請の際、**適合性判定に要した図書**や（省エネに係る変更が行われている場合）**変更後の計画が省エネ基準に適合することを示す書類**を提出することが必要。
- 建築主事又は指定確認検査機関は、適合性判定を受けた計画等のとおり工事が実施されたものであることを、**工事監理報告書等の書類確認**や目視により**検査**する。



12

適合性判定、工事監理・完了検査における建材・設備の仕様等の確認について

- 省エネ基準への適合義務対象となる建築物については、
①**省エネ適合性判定に必要なとなる設計図書への、省エネ基準に係る建材・設備の仕様等の明示が必要。**
②**工事監理・完了検査において、設計図書に明示された建材・設備の仕様等のとおり工事が実施されていることの確認・検査が必要。**
- 設計図書に明示する内容、工事監理・完了検査における確認・検査内容は、下表のとおり。

計算プログラム※1に 入力する内容	設計図書に明示する内容	工事監理における 確認内容	完了検査における 検査内容
①計算プログラムで選択 する仕様	○計算プログラムで選択する仕様 〔記載例：グラスウール断熱材 50mm〕	○納入仕様書等により、設計図書 に明示された仕様の建材・設備 が設置されていることを確認	○工事監理報告書の 確認等
②所定の試験方法※2に基 づき測定された数値、 又は所定の製品規格※2 に基づく数値	○次の①又は② ①性能値+試験方法※2 ②製品規格※2 〔記載例：0.050 (W/m・K) JIS A 1412に基づき測定〕	○納入仕様書等により、設計図書に 明示された性能又は規格の建材・ 設備が設置されていることを確認 ○性能証明書類（第三者認証・ 自己適合宣言書※4）の確認	○工事監理報告書の 確認等 ○必要に応じ、性能証 明書類を確認
③任意判定に基づく数値 （所定の試験方法※2では 測定できない場合）	○性能値 ○第三者機関の任意判定に 係る判定内容※3 〔記載例：0.040 (W/m・K) 〇〇機関の任意判定に基づく （判定書は別添）〕	○納入仕様書等により、設計図書 に明示された性能の建材・設備 が設置されていることを確認 ○性能証明書類（判定書）の確認	○工事監理報告書の 確認等 ○必要に応じ、性能証 明書類を確認

※1 モデル建築物法を利用する場合は、「モデル建築物法入力支援ツール」、標準入力法を利用する場合は、「エネルギー消費性能計算プログラム」

※2 建材・設備ごとの所定の試験方法又は製品規格については、「建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル」を参照

※3 登録省エネ評価機関において行われる任意判定に係る判定書、建設地に固有の条件（風量・河川の水温等）に基づき試験等を行う必要があるものは、大臣認定の対象

※4 JIS Q 17050-11に基づき所定の試験方法への自己適合宣言書や、JIS Q 10003に基づき所定の製品規格への自己適合宣言書等が該当

13

注意：空調室外機の冷暖房能力に変更は無いが、採用メーカーの変更や代替え更新機種等により、消費電力が当初の計画値から変わっている場合があるため注意が必要となる。
（送風機の電動機出力、照明器具の消費電力、給湯器のエネルギー消費量など）
他、開口部(ガラス部分)を「日射遮蔽型⇔日射取得型」双方からの変更なども注意。

2. 軽微な変更の確認方法

国立研究開発法人建築研究所 H P

「建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報」

<https://www.kenken.go.jp/becc/index.html>

en.go.jp/becc/index.html

- 平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）

[ページの先頭へ↑](#)

5. 非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム及び技術情報

5.1 モデル建物法

モデル建物法入力支援ツール Ver. 2.6.0 を使用する

上記プログラムのリンク先URL → <https://model.app.lowenergy.jp/>

旧バージョン（Ver.2.5.2） → <https://model.prev.lowenergy.jp/> （2019年3月31日まで公開）

- モデル建物法入力シート Ver2用（ZIPファイル 約384KB） H30.11.20更新
- モデル建物法入力シート Ver2用（プルダウンなし）（ZIPファイル 約379KB） H30.06.25更新

誤動作を防ぐため「シートの保護」を有効にしていますが、パスワード（kenken）を入力することにより、解除が可能です。ただし、解除は自己責任で行ってください。

Excel 2007では正常に動作しません。サポート対象外とさせていただきます。

- プログラムのマニュアル（平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（非住宅建築）のページ）

A	B	C	D	E	F	G	H		
モデル建物法：画面上の入力項目の確認機能				※ 左のボタンを押すと、このファイル内の各シートに記された内容に従って、「入力値(自動計算)」欄に各項目の計算結果が自動的に入力されます。 この機能は、モデル建物法入力支援ツールのAPIを利用しているため、お使いのパソコンやインターネットの状況によっては、正常に動作しない場合があります。 Webプログラムにシートをアップロードする際のチェックや、軽微な変更に該当するかどうかのチェックにご利用ください。					
入力値を算出する (インターネットに接続します)									
区分	NO.	モデル建物法の入力項目	入力値 (自動計算)	軽微な変更のチェック ※ 計画変更時の入力 (過去の結果を手作業でコピー)	※ 変更の有無	(備考)入力シートとの関係			
基本情報	C1	建物名称	変更後(今回) 入力値欄	変更前(当初) 入力値欄	-	様式A①			
	C2	省エネルギー基準地域区分			-	様式A②			
	C3	計算対象建物用途			-	様式A③			
	C4	計算対象室用途(集会所等のみ)			-	様式A④			
	C5	計算対象面積			-	様式A⑤			
外皮	建物形状	PAL1	階数		-	様式A⑥			
		PAL2	各階の階高の合計		-	様式A⑦			
		PAL3	建物の外周長さ		-	様式A⑧			
		PAL4	非空調コア部の外周長さ		-	様式A⑨			
		PAL5	非空調コア部の方位		-	様式A⑩			
	外壁性能	PAL6	外壁面棟-北			-	様式B3①②③④⑤⑥、様式B1①②③④		
		PAL7	外壁面棟-東			-	様式B3①②③④⑤⑥、様式B1①②③④		
		PAL8	外壁面棟-南			-	様式B3①②③④⑤⑥、様式B1①②③④		
		PAL9	外壁面棟-西			-	様式B3①②③④⑤⑥、様式B1①②③④		
		PAL10	屋根面棟			-	様式B3①②③④⑤⑥、様式B1①②③④		
		PAL11	外気に接する床の面積			-	様式B3①②③④⑤⑥、様式B1①②③④		
		PAL12	外壁の平均熱貫流率			-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿		
		PAL13	屋根の平均熱貫流率			-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿		
		PAL14	外気に接する床の平均熱貫流率			-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿		
窓性能	PAL15	窓面棟-外壁面(北)			-	様式B3①②③、様式B1①②③④			
	PAL16	窓面棟-外壁面(東)			-	様式B3①②③、様式B1①②③④			
	PAL17	窓面棟-外壁面(南)			-	様式B3①②③、様式B1①②③④			
	PAL18	窓面棟-外壁面(西)			-	様式B3①②③、様式B1①②③④			
	PAL19	窓面棟-屋根面			-	様式B3①②③、様式B1①②③④			
空調	全体	AD0	空調設備の有無		-	様式C1①			
		AD1	主たる熱源機種(冷房)		-	様式C1②③④			
		AD2	個別熱源比率(冷房)		-	様式C1②③④			
		AD3	熱源容量(冷房)の入力方法		-	様式C1②③④			
		AD4	床面積あたりの熱源容量(冷房)		-	様式C1②③④、様式A⑩			
熱源	AD5	熱源効率(冷房)の入力方法			-	様式C1②③④			
	AD6	熱源効率(冷房・一次エネルギー換算)	100	90	11.11%	様式C1②③④⑤⑥			
	AD7	主たる熱源機種(暖房)		-	様式C1②③④				
	AD8	個別熱源比率(暖房)		-	様式C1②③④				
入力確認		CSV出力	様式A_基本情報	様式B1_開口部仕様	様式B2_断熱仕様	様式B3_外皮	様式C1_空調熱源	様式C2_空調外気処理	様式C3_空調ポンプ

※熱貫流率「増」、効率「減」、出力・消費量等「増」などが、省エネ性能低下となる変更。

3. 建築物省エネ法説明会情報(H30年度)

建築物省エネ法説明会事務局HP

～適判における疑問点と対処法の紹介～

<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/shoene-b-doc>

建築物省エネ法説明会 ～適判における疑問点と対処法の紹介～

省エネ基準適合義務の施行状況について

[省エネ基準適合義務の施行状況 \(1.69 MB\)](#)

省エネ基準適合義務対象建築物に係る設計・監理の概要説明

[省エネ基準適合義務対象建築物に係る設計・監理の概要 \(1.56 MB\)](#)

省エネ基準に係る設計・監理のポイント解説

[省エネ基準に係る設計・監理のポイント \(901 KB\)](#)

参考資料

[建築物省エネ法説明会 設計・監理資料集 \(72.8 MB\)](#)
[モデル建物法入力支援ツール 解説 Ver.2.5 \(2018年04月\) \(10.0 MB\)](#)

建築物省エネ法 説明会FAQ

[建築物省エネ法 説明会FAQ \(1.16 MB\)](#)

Copyright© 建築物省エネ法説明会事務局 All rights reserved.

建築物省エネ法説明会情報(H30年度)

建築物省エネ法説明会 ～適判・届出のフォローアップ～

<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/shoene-a-doc>

建築物省エネ法説明会 ～適判・届出のフォローアップ～

建築物省エネ法の概要説明

[建築物省エネ法の概要 \(4.37 MB\)](#)

建築物省エネ法に係る適合義務(適合性判定)・届出マニュアルの説明

[建築物省エネ法に係る適合義務\(適合性判定\)・届出マニュアル 全体版 \(25.2 MB\)](#)
[語句の訂正について \(54KB\)](#)

参考資料

[建築物省エネ法説明会 設計・監理資料集 \(72.8 MB\)](#)
[モデル建物法入力支援ツール 解説 Ver.2.5 \(2018年04月\) \(10.0 MB\)](#)

建築物省エネ法 説明会FAQ

[建築物省エネ法 説明会FAQ \(1.16 MB\)](#)

4. 当センターの「建築物省エネ法適判」関係掲載場所

<https://www.mkj.or.jp/download/>

みやぎのまちづくりポータル
一般財団法人 宮城県建築住宅センター

アクセス サイトマップ
みやすまオンライン ログイン

HOME 財団概要 取扱業務一覧 **ダウンロード** お問い合わせ

ダウンロードセンター

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務

文書名	ダウンロード
業務規程（平成30年10月1日から）	PDF
消費性能適合性判定約款	PDF
料金表（別表3）（平成30年10月1日から）	PDF
計画書（施行規則様式第1号）	Excel
変更計画書（施行規則様式第2号）	Excel
計画通知書（施行規則様式第11号）	Excel
変更計画通知書（施行規則様式第12号）	Excel
軽微変更該当証明申請書（様式第5号）	Excel
軽微変更該当証明申請取り下げ届出書（様式第3号の2）	Excel
設計内容説明書（モデル建物法）	Excel
取り下げ届出書（様式第3号の1）	Excel
取止め届出書（様式第4号）	Excel
委任状	Excel

ダウンロードセンター

- 建築物確認申請
- 確認検査
- 建築確認メディア申請(郵送申請含む)
- 構造判定業務
- 建築物調査業務
- 耐震診断等評価
- 特殊建築物定期報告
- 省エネ住宅ポイント証明業務
- 適合証明業務(フラット35)
- 住宅性能評価業務
- 長期優良住宅審査業務
- 低炭素建築物技術的審査業務
- スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金
- 条件付一般競争入札
- みやぎ版住宅特性評価
- 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価業務
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務**
- 現金取得者向け新築対象住宅証明書
- 住宅性能証明書発行業務
- 建物状況調査業務
- 建築確認セミナー

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務の申請に関する様式等は、当センターHPの「ダウンロードセンター」から確認できます。

省エネ適判関連

確認セミナー資料が掲載されています。

ダウンロードセンター

確認検査

様式名	ダウンロード
中間検査申請書	PDF Word
災害復興住宅の確認検査手数料減額申込書（案内PDF、申込書Word）	PDF Word
省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）	PDF Excel
省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）	PDF Excel
完了検査追加説明書	Word
軽微な変更説明書	Word
軽微な変更説明書（省エネ適判関連）	PDF Excel

ダウンロードセンター

- 建築物確認申請
- 確認検査**
- 建築確認メディア申請(郵送申請含む)
- 構造判定業務
- 建築物調査業務
- 建物状況調査業務
- 建築確認セミナー

※完了検査は、「指定確認機関」として行うため、左記赤枠の書類は「確認検査」の分類となります。

完了検査の申請と併せて提出してください。

省エネ適判物件では「工事監理報告書」の提出は必須です。

※「軽微な変更説明書」は、軽微な変更(ルートA・B・C)のいずれの場合でも提出が必要です。